令和８年（フ）第２５８号
岐阜市早田栄町３丁目39番地（松原マンション　206号室）
債務者　越知　洋子
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１９号
和歌山県御坊市島338番地12　市営
債務者　尾崎都志也
1　決定年月日時　令和８年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　和歌山地方裁判所御坊支部

令和８年（フ）第８８２号
福岡県糸島市篠原西一丁目17番３―105号
債務者　佐藤　忠司
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２５７号
福岡市東区香椎駅東４丁目42番23号
債務者　渡邊　敏宏
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２９８号
福岡県糸島市志摩東貝塚423番地
債務者　永翁　千恵（旧姓根来）
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４０９号
福岡市博多区対馬小路９番22―602号　レジデンス博多
債務者　中山　聖司
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４３４号
福岡市東区和白東４丁目24番27号
債務者　宮本　孝志
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４９８号
福岡市早良区早良１丁目11番14号
債務者　樋口　幸代
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５１６号
福岡市早良区西新１丁目１番21―607号　ロマネスク西新オレンジ通り
債務者　内藤　建治
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５２４号
福岡県大野城市瓦田１丁目２番３―303号
債務者　平田　秀彦
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５３０号
福岡市城南区堤２丁目30番９―203号　ピュアハイツＴＯＭＯ
債務者　村上　彩花
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５３９号
福岡市博多区千代４丁目29番25号　グリーンパークビル　401号
債務者　波多江　徹
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５５４号
福岡市南区清水１丁目10番13号　ガーデンパークＳ204号
債務者　梶田　春陽
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５５６号
福岡市西区内浜１丁目18番３―103号　ビレッジハウス姪浜３棟
債務者　迫　　駿介
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５６１号
福岡県大野城市雑餉隈町１丁目８番28号　メゾン池田Ａ102号
債務者　加茂みゆき
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５６６号
福岡市早良区小田部１丁目23番２号
債務者　松岡由美子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５７２号
福岡市早良区室見４丁目９番４号、前住所福岡県三井郡大刀洗町大字栄田439番地１
債務者　中村　　茜
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５７３号
福岡市東区馬出１丁目21番14―207号　ハックベリーマンション
債務者　加藤　俊介
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部